

[設問1]

1. X1及X2は原告適格を有するか。

行訴法(以下略)9条1項は、「法律上の利益を有する者」と規定するところ、これには、当該処分を定める行政法規が個々人の個別的利益として保護する利益を、当該処分により侵害される者又は必然的に侵害されるおそれのある者が含まれる。そして、処分の名義人でない者については同条2項の考慮要素を用いて判断・判断する。

2. X1について

(1) 建基法48条1項但書の規定は、第一種低層住居専用地域の良好な住居の環境を保護する趣旨であることが同条項の文面からわかる。

(2) また、資料2の要綱は、裁量基準(行訴法5条の審査基準)に当たり、国民に向けられたものではない。もっとも、本件の要綱は、その内容が合理性を有することから、建基法48条1項但書の解釈の指針とすることができるとする。

そして、要綱は、騒音、ライトグレア、排気ガスの点で要件を定め、例外許可の許可基準としている。このため、建基法48条は、これらの要素点により制約を受けない良好な住居環境を保護する趣旨であると見られる。

(3) 加えて、都市計画法は、第一種低層住居専用地域について建ぺい率、外壁後退距離、建築物の高さの面で一定の制約を設けている(同法8条3項)。そして、同法は、低層住宅の良好な

住居環境を保護するものである(同法9条)点で、建基法48条1項但書の「関係法令」に当たる。このため、建基法48条1項但書は、同地域の良好な住居環境を保護する趣旨に立つ。

以上より、建基法は、自動車の騒音等により良好な住居環境を著しく害する第一種低層住居専用地域の居住者の住居環境を個々人の個別的利益として保護しているといえる。

X1は、本件自動車倉庫^{の6m先に}に隣接する第一種低層住居専用地域に居住する者である。そして、本件スーパー銭湯がAM10~PM12時に営業し、多数の自動車が往来することから、

X1は、自動車の騒音、ライトグレア等により著しい被害を受ける。

よって、X1は原告適格を有する。

3. X2について

X2は、X1と異なり、~~45m~~ 本件自動車倉庫の45m先に居住しているから、被害の程度はX1に劣ると見ることもできる。

しかし、X2は、幹線道路で本件敷地とつながっており、かかる道路上でも多数の来場客が昼夜を問わず行そ来している。このため、X2も自動車の騒音、ライトグレア等により著しい被害を受ける者といえる。

よって、X2も原告適格を有する。

[設問2]

第1. 手続上の瑕疵

1. 建基法48条1項但書の例外許可に際して、特定行政庁は、建築審査会の同意を得る必要がある(同条14項)。

す。委員は、自己又はその親等内の親族の利害に関する事件について同意をすることが許されない(同法82条)。その趣旨は、建築審議会などの審議の公正を図る点にある。

Bは、Aの弟であり、本件の建築審議会において除斥事由があった。そうであるのに、Bは、議事に賛成票を投じていた。このため、建基法82条に反する。

2. もっとも、本件では、Bを除外しても議決の成立に必要な過半数の賛成票が得られていた。

3. よて、かかる瑕疵から本件例外許可が違法になるとは言えない。
第2 裁量権の逸脱・濫用(行訴法30条)

1. 建基法48条但書は、「良好な住居の環境を害するおそれがない」という抽象的な規定をおく。これは、行政庁の専門的・技術的判断を要するものの趣旨に基づく。

従って、行政庁は、要件裁量を有する。

2. よて、資料2の要綱は、前述した通り、裁量基準(行訴法第30条第2項第1号)に当たる。また、かかる要綱は、内容面において、特に不合理な定めをしていない。このため、平等原則に従い、特段の事情がない限り、かかる要綱に沿う形での取扱いが求められる。

3. Aは、周辺地域の良好な住居環境を害しないようにするための特段の措置は未講じていない。そうであるのに、本件の要綱の規定に沿うことなく例外許可がなされた。

以上より、裁量権の逸脱・濫用が認められる。

4. よて、本件例外許可は違法である。

設問3

1. 本件訴訟2において、本件訴訟1の違法事由を主張することは、取消訴訟の排他的管轄の観点から、原則不可である。

2. もっとも、先行手続と後行手続が同一の目的・効果を目指す場合、先行手続の違法性を争う手続的保障を欠く場合には、例外的に、後行手続において、先行手続の違法性を主張することができる。このことは、東京都安全条例事件の最高裁判決においても明らかとなっている。

3. 本件例外許可が、良好な住居環境を害するおそれがない等として、建基法48条1項に基づいてなされ、その上で建築確認許可(建基法6条2)がなされて、本件スパー銭湯及び本件自動車倉庫が適法に建設されるという仕組みとなっている。

このため、先行・後行手続が同一の目的・効果を目指すものといえる。加えて、Xは、本件訴訟1の出訴期間内に例外許可の違法性を争うつもりであった。ところが、Y市担当職員が、これを争う方法について、後続する建築確認取消訴訟で争うべき旨の回答を行った。このため、Xは出訴期間内に出訴を見送った。

以上より、Xは、自らの懈怠性なしに例外許可の違法性を争うことができなくなったと見え、先行手続の違法性を争う手続的保障を欠く場合に当たる。

4. よて、Xは、上記違法事由を主張できる。

[設問4]

1. 別表2(イ)で「公衆浴場」が建築できる趣旨は、住宅に内風呂がないう者が相当程度いる状況下で、国民の健康及び公衆衛生を確保するという点にある。そこで、国民の健康及び公衆衛生の確保も以外の目的も有する浴場は、「公衆浴場」に含まないと解する。

2. 本件のスーパー銭湯は、浴室保有率が59% (昭和38年) から95.5%へと増加した現代において建築されたものである。また、同銭湯は、入銭料が600円、700円であり、一般公衆浴場の400円より高額である。これは、最低限 体の汚れて落とす等の最低限の施設に加え、娯楽的要素も有する施設が置かれたことに基づくと考えられる。同施設の飲食コーナー、厨房も娯楽施設に含まれる。

従って、本件スーパー銭湯は、娯楽の目的も有する銭湯と言えり。

よって、「公衆浴場」に当たらないから、本件確認は違法である。

~~2. さらに、本件スーパー銭湯に飲食コーナー、厨房が設けられており、これらも娯楽施設に含まれる。従って、本件スーパー銭湯は、娯楽の目的も有する銭湯と言えり。よって、「公衆浴場」に当たらないから、本件確認は違法である。~~

以上、